

## 令和6年第4回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和6年11月21日（木曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和6年度御宿町一般会計補正予算第4号)
- 日程第 2 議案第 2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 3 議案第 3号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 4 議案第 4号 御宿町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 令和6年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 7号 令和6年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 8号 令和6年度御宿町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 請願 第6号 年々増加するキョン・イノシシの人の生活圏への侵入により、これらに寄生するダニを媒介した生命に関わるウィルスに感染するリスクが高まっていることから、ダニ媒介感染症の危険性について町民等に対し十分周知するとともに、「御宿町鳥獣被害防止計画」の抜本的な見直しによる実効性のある駆除及び感染症対策の実施を求める請願
- 日程第10 請願 第7号 御宿中学校の剣道場、柔道場にエアコンの設置を求める請願
- 日程第11 請願 第8号 町道5017号線及び浜踏切の存続を求める請願書

---

本日の会議に付した事件

日程第11まで議事日程と同じ

追加日程第1 発議第1号 議案第8号令和6年度御宿町一般会計補正予算第5号に対する  
附帯決議案について

追加日程第2 発議第2号 町道5017号線に係る浜踏切の存続を求める意見書

---

出席議員（10名）

1番	藤井利一君	2番	岩瀬環樹君
3番	塩入健次君	4番	滝口一浩君
5番	土井茂夫君	6番	北村昭彦君
7番	伊藤城祐君	8番	石井芳清君
9番	椎木藤弘君	10番	田中とよ子君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	埋田禎久君
産業観光課長	石井学君	税務住民課長	金井亜紀子君
建設水道課長	永石知功君	保健福祉課長	田邊義博君
教育課長	吉野信次君	会計室長	米本貴志君

---

事務局職員出席者

事務局長	市原茂君	主事	長谷真子君
------	------	----	-------

---

◎開議の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さん、こんにちは。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付しました日程のとおりです。よろしくお願いたします。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前10時00分）

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度御宿町一般会計補正予算第4号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月9日に行いました令和6年度一般会計補正予算（第4号）の専決処分について、その承認を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出それぞれに711万8,000円を追加し、補正後の予算総額を40億1,099万6,000円と定めるものでございます。

それでは、予算書の内容について説明いたします。

6ページをご覧ください。歳入予算でございます。

16款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金、3節選挙費委託金の636万円は、衆議院

議員選挙に係る委託金です。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金、純繰越金の75万8,000円は、収支の不足に対応するため追加するものです。

以上、歳入予算に711万8,000円を追加しております。

8ページをご覧ください。歳出予算でございます。

2款総務費、4項選挙費、5目衆議院議員選挙の711万8,000円は、投票管理者や事務従事者に係る人件費、事務消耗品、郵便料、ポスター掲示場の設置及び撤去、期日前投票システム運用支援委託、備品の購入等に要する経費をそれぞれ計上するものです。

以上、歳出予算に711万8,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第2、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、議案第2号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

本案は、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体である布施学校組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、千葉縣市町村総合事務組合において共同処理する事務から布施学校組合を除くため、組合同約を改正するにあたり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

具体的な内容につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げますので、お手元の議案2ページ目をご覧ください。

まず、別表第1、第2条関係でございますが、組合を組織する団体について規定したもので、こちらの組合を組織する団体から布施学校組合を削るものです。

次に、別表第2、第3条第1項関係でございますが、共同処理する事務の内容及び共同処理する団体について規定したもので、第3条第1項第1号、具体的には退職手当の支給に関する事務、第3号、非常勤職員の公務災害に関する事務、第4号、学校医等の公務災害に関する事務、裏面に移り、中段、第11号、公平委員会に関する事務から、それぞれ布施学校組合を削るものです。

最後に附則でございますが、改正後の規約の施行日を令和7年4月1日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第3、議案第3号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 議案第3号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明いたします。

本協議は、地方自治法第286条第1項の規定により、組合規約の変更に際する構成団体の協議でございます。

組合が所有する大多喜町にある旧老人福祉センターについては、老朽化等の理由から令和3年度に供用を廃止し、同年度に組合の共同処理事務から削除する規約改正を行いました。

旧老人福祉センターの敷地は大多喜町の所有であることから、このたび建物を解体撤去し更地にして土地を返却することとなりました。解体撤去費の負担割合については、組合と関係市町で協議を行い、建設時の負担割合が妥当ではないかとの案が出ているところです。

それでは、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

第12条、組合経費の支弁方法第2項において、組合の経費に係る関係市町の負担金の負担割合は、水道事業の経営に関することを除き、均等割100分の3、人口割100分の97と規定されていますが、今回のように、この負担割合では対処が難しい状況が発生した場合に対応できるよう、第5項として、特別の事情があるときは、管理者は関係市町の負担金の負担割合を特別の事情に相応する必要最小限の範囲で、組合議会の議決を経て定めることができる規定を追加するものです。

なお、県内の夷隅広域以外の7広域においては、既に同様の規定がありますので、申し添えます。

附則でございますが、この規約の施行日を令和7年4月1日とするものです。

なお、本案はそれぞれ構成団体で議決を経た後、組合において、県へ規約変更の届出を行い、その後、同組合により告示がされる予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第4、議案第4号 御宿町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 議案第4号 御宿町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、令和7年4月1日より開始する夷隅地域水道事業の統合・広域化に伴い、御宿町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するものでございます。

水道事業の統合・広域化は、千葉県が平成27年9月に示した県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）に従って末端水道事業の統合・広域化の検討を進め、令和2年8月に統合に向けた覚書を締結し、夷隅地域及び安房地域の各地域で統合協議会を設置することとしました。

この覚書を受けて発足した夷隅地域水道事業統合協議会では、さらなる協議と検討を重ね、統合・広域化基本方針計画が策定され、令和6年7月4日には、いすみ市、勝浦市、大多喜町、

御宿町、4市町の首長により、夷隅地域水道事業の統合広域化に関する基本協定が合意されました。

基本協定第3条において、関係市町の水道事業を統合し、事務所を夷隅郡市広域市町村圏事務組合に置くこと、勝浦市水道事業、いすみ市水道事業、大多喜町水道事業及び御宿町水道事業については廃止とすることとし、御宿町水道事業の廃止の手続として、1、御宿町水道事業の設置等に関する条例、2、御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、3、御宿町給水条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

水道統合に伴う移行の手続ということで承りました。

この間、議会のほうには、詳細な説明、また資料も含めまして、いただいておりますけれども、また、一般住民にはこの間1回ですか、この統合の協議会といいますか、そこからチラシが住民に配布されたということで伺っております。

この移行でありますけれども、やはり一番は、この移行に伴いサービスがどうなっていくのかということで、混乱のないような事務を進めていただきたいというふうに思います。

それで、その統合を、要するに今後、広域市町村圏事務組合が担うということで今説明がりましたが、そこからの説明も当然必要なんですけれども、御宿町として、それをどう町民に広報するのかと。ここがこうなりますよと、同時にですよ。

市町村圏事務組合は全体としての広報だと思います。ですから、その中で御宿町がどうなるのかというのが、なかなかちょっと議員としても分かりづらいんですね。町民の皆様なおさらだと思いますので、御宿町からどういうふうに変っていくのかと。役場のシステムはこう変わりますよと、住民の皆さんはこう変わりますよと。また、変わらないものもあるのかも分かりません。それについて、やはりきちんと町の責任としても私は広報すべきだと思います。それは紙ベースも必要ですし、ホームページ等でも必要だというふうに思います。

それについてどうなっているのかについて、まず承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それにつきましては、第1案として6月頃に皆様に広報し、

統合協議会からの広報をさせていただきました。

第2弾目として、来年ですけれども、2月、3月頃にまた同じような広報をすると。それについてはもっと詳しい、事務局がどこになるのか、あるいは各市町村のサービスステーションがどこにあるのかという、明記されたものが交付される予定でございます。

それと同時に、石井議員が言われているとおりに、御宿町のホームページあるいは広報紙等を使いまして、御宿町の独自の広報もしていきたいという考えであります。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 分かりました。

町としても、町の独自の観点で町民に対する広報を行うということで、丁寧な対応を求めたいと思います。

それから、廃止後どうなっていくのかという中で、取りあえず第1期ということで夷隅郡市が統合されると。それから、今説明の中でも、県のほうから、夷隅地域、安房地域の2地域で統合を進めるということの中での第1段階目の統合だと。

先般、直近の中で、議会の説明資料の中では、さらに太平洋側の一帯の統合が進められると。県営水道化も目指すんだと。たしか令和8年度でしたか、というような説明もありました。

その内容について、どうなっていくのか概略で結構でございますので、どう変わっていくのかと。第1期目は一応こういう状況ですと。直近で説明いただいた資料がありますよね。では、こういう計画であると。あれを見ますと第1期では原水をつくる単価ですね。やはり統合化して合理化しても、まだまだ人口減の中で、要するに負担が増えてしまうというような想定計画であったと思います。

この直近でいただいた、令和8年度県営水道化も含めたそういう計画案の中で、全体の中で、いわゆる都市部と房総地域の人口の関係の中で、大分単価が縮減というんですか、第1期の想定と比べますと上がるという感じですかね。その辺も含めまして、統合の効果というのが私は見えてきたんではないかなというふうに、あれを見させていただいて感じたわけでありましてけれども、そうなのかどうかも含めて、今の直近の中で、最終目標、この間、県が示したものはどういう状況になるのかについて説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、まず末端給水事業につきましては、まず千葉県で今統合を維持しているのは夷隅郡市でございます。これは令和7年4月1日より統合というこ

とになっております。

続きましては、安房地域につきましては、1年延びるということで、8年を今計画中という  
ことで伺っております。

それで、あと、石井議員さんが言われている企業団のほうですけれども、それにつきましては  
は皆様にもお配りしました、九十九里、あと南房総地域の水道企業団のと、あと県水、この3  
つが統合するという、8年度に計画をしているということで伺っております。

それにつきましては、やはりなかなか給水単価の問題で、今までかかってきたというのが県  
の主張でございました。それがようやく折り合いがついてきて、ある程度の金額でということ  
で伺っております。ただし、まだ計画中ですの、この場で幾らですということはちょっと申  
し上げられませんが、今後単価を抑えた金額になるということは伺っておりますので、  
今後その単価を見据えて夷隅郡市の給水単価も変わってくるということになります。

その後、九十九里、南房総、県水が統合した、これも県で第1期目となりますけれども、そ  
の先はやはり千葉県でいう北総の地域の統合をするような計画では考えているという県の説明  
がありました。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

確認でありますけれども、原価そのものが広域統合によって縮減されるということで、変化  
するというのは分かるんですけれども、縮減するというのでよろしいわけですね。それだ  
け確認したいと。金額が幾らになるかというのは、これから各市町村、団体含めて、県も含め  
て総合調整が必要だというのは、それは分かりますので。

ただ、第1期のこの夷隅郡市の基本計画の給水原価が、非常に人口減のために大幅に上がっ  
ていくという想定になっておりましたので、それから比べますと、縮減の可能性というのは相  
当高いというふうに見込んでよろしいということだけの確認を求めたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） ただいま、まだ県から示されている数字もありますけれども、  
それが夷隅郡市にどう反映するかというのは今のところ数字ではお答えできないんですが、極  
力高くない方法になるかという想定はされます。

また、7年度につきましては、現在の給水料金については各市町村どおりの価格になってお  
りますので、付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第5、議案第5号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第5号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回改正いたします御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の基準の一部改正に伴い条例の一部を改正するものでございます。

改正内容についてご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

第23条は、特定教育・保育施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものです。

さらに、第53条第2項第2号において、磁気ディスク、CD-ROM、その他これらに準ず

る方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものについて、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、文言の適正化を図るものです。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

磁気ディスク、CD-ROM、その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができるものを外すということだということではありますが、いわゆるこれは公文書の保存に当たるといふふうに思うわけではありますが、それでいいか。

ということであるならば、確実に記録しておくという行為ですよ。現実にとどのようにされるのかについて伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 一般的な公文書ではなく、この件のみのご質問でよろしいでしょうか。

（石井議員「同じじゃないですか」と呼ぶ）

○保健福祉課長（田邊義博君） 確実に、電磁的記録の媒体によって、何らかの媒体によって記録保存をしておくというような理解をしております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） ですから、いわゆる公文書ですよ。町の扱う文書の保存の形態に係る条例の改正ですよ。ですから、ここに記されているとおりに、確実に記録するという行為は何によってなされるかというのが私の質問です。

CD-ROMというのが、これまで半永久的というか、非常に長い間、安定的に記録を保存できるということで記されていたわけですよ。近年。それまでは紙でしたよね。今DXだとかを含めて、町もそういう形で計画が動いているわけじゃありませんか。

パソコン等も何らかの障害でハッキングされたり、故障してデータが全部消失することも当然あり得るわけじゃありませんか。

ここに、確実に記録というふうに自らうたっているわけじゃありませんか。ですから聞いて

いるんです。

どういう行為によってそれが担保されるかというのが私の質問です。

○議長（滝口一浩君） 暫時休憩します。

（午前10時28分）

---

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時34分）

---

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 貴重な時間いただきまして、申し訳ございませんでした。

ただいまの石井議員のご質問でございますが、現在は、磁気ディスク、CD-ROM、現在使用しております。ただ、最近のパソコンはもうスロット自体がなくなってきておりますので、また議員ご指摘のように、安全性を担保できるような確実な媒体、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第6、議案第6号 令和6年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 議案第6号 令和6年度御宿町水道事業会計補正予算案（第1号）についてご説明いたします。

このほど提案いたします補正予算のうち、収益的支出の内容は、郵便料金の改定により通信運搬費と、検針用のハンディターミナルの賃借などによる使用料及び賃借料の増額と、借入れが済んでいないことによる企業債利息の減額でございます。

また、資本的支出の内容は、第1配水池及び第2配水池に設置している給水ポンプの更新による建設改良費の増額でございます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条は、令和6年度御宿町水道事業当初予算の第3条に定めた収益的支出を改め、支出予算について、第1款水道事業費用を126万1,000円減額し、補正後の収益的支出の総額を3億9,906万7,000円とするものでございます。

第3条は、当初予算の第4条に定めた資本的支出を改め、支出予算について、第1款資本的支出を183万円増額し、補正後の資本的支出の総額を8,440万6,000円とするものでございます。

それでは、各項目の詳細について、事項別明細書により説明いたします。

3ページをご覧ください。

上段の収益的支出から説明いたします。

支出第1款水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費のうち通信運搬費3万5,000円の増額は、郵便料金の改定や発送数の増加によるものでございます。

次に、使用料及び賃借料39万6,000円の増額は、業務の効率化を目的として、2か月に1度の定期検針に使用するハンディターミナルを新たに賃借したことなどによるものでございます。

続きまして、第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費用のうち、企業債利息169万2,000円の減額についてご説明いたします。

このたび減額となります企業債利息は、浄水場2系フロキュレーター更新工事の借り入れる企業債に係るものであり、前年度は借入れをしないことから、支払うべき利息が発生しないため、本企業債全額を減額するものでございます。

次に、資本的支出についてご説明いたします。

支出第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目配水及び給水施設費のうち工事請負費183万円の増額は、御宿台の第1配水池及び第2配水池の給水ポンプの更新によるものです。

本ポンプは次亜塩素酸の注入に使用し、2台ずつで稼働しており、各配水池1台ずつが老朽化による不具合が生じ、現時点で稼働している1台も老朽化していることから、今後、安全・安心で安定的な水供給のため、施設2台ずつ、合計4台を更新したいと考えております。

予算の補正について発生する資金手当につきましては、内部留保資金について支出調整いたします。

なお、本補正予算に関わるキャッシュフローにつきましては、4ページに計算書を添付しております。

収益的支出予算に係る部分については、業務活動によるキャッシュフローに影響があり、当年度純損失として4,115万2,151円の赤字が生じ、業務活動全体では877万60円の黒字となります。

一方、資本的支出の補正は、設備の更新であることから、中段の投資活動によるキャッシュフローに影響があり、有形固定資産の取扱いによる支出がマイナス4,681万383円、投資活動全体では4,120万9,383円の減少となります。

これらの結果、会計全体の資金減額は6,561万1,072円となり、キャッシュフロー全体の資金期末残高は4億62万2,120円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

私は、この4ページにつきまして質問したいと思います。

キャッシュフローをつくる上では、通常は期末になって確定したらつくるということなんでしょうけれども、今回中間ですから、4月1日から9月30日までのキャッシュフローということで、よろしいかどうか。これは記載されていないので、ちょっとお答え願います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） このキャッシュフローにつきましては、現時点のキャッシュフローでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井君。

○5番（土井茂夫君） そうしますと、11月21日ということによろしいんですね。

(建設水道課長「はい」と呼ぶ)

○5番(土井茂夫君) 損益計算書とか貸借計算書がこれに載っていませんけれども、それを載ってくればこのキャッシュフローももっと見やすいんですけども、通常また先ほど話した期末につくるのが普通ですけども、期末でなくても途中でこの時点でのということで作れるはずなんですけれども、一般的にはつくらないでしょうか。

我々、このキャッシュフローを見る上では、この2つが合うと見やすいですよ。ところがないから、想像しかないので、私から想像という意味で話しますけれども、まず業務活動のキャッシュフロー、これは4,115万円の損失と。この11月時点で4,000万円の赤字というのは、何かの理由が以下の中に含まれているんだなとは思いますが、かなり赤字なんだなと私は認識しております。

それで、長期前受金戻入額というのは、通常はこれはプラスが多いんですね。ここでマイナスを計上しているということは、私が想像するのには、減価償却費がもうなくて、もう管がかなり老朽化して、その部分でここで4,555万円を上げたんだと私は想像したんですけども、それについてどうでしょうか。

○議長(滝口一浩君) 建設水道課長。

○建設水道課長(永石知功君) ご指摘とおりです。

管が古くて、現段階では漏水工事が大幅に件数が増えております。それによる金額でございます。

以上です。

○議長(滝口一浩君) 5番、土井茂夫君。

○5番(土井茂夫君) 分かりました。

これほど管が腐食しているということですよ。

ですから、私は望みたいのは、ここではこの数字だけだったとしたらそのままなんですけれども、今後漏水がかなり起こり得るんじゃないかなと、これを見た感じ想像できるわけですよ。

ですから、今後はこれについて見た場合は、腐食した管を新しい管にしていかないと度々漏水が起こって、住民は一時的に水を使えない状態が、変な話、頻繁に起こるんじゃないかなと思いますので、ここを充分理解した上で、そういう計画的なものを今後実施していただきたいと思います。

それと、投資活動によるキャッシュフローの中で、有形固定資産の取得による支出と。これも4,681万円も有形資産を取得しているわけなんですけれども、取得しているということは分かる

んですけれども、これはどういう資産を取得したのか。この表だけでは分からないので、内容につきまして回答願います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） これにつきましては、各施設にかかった費用でございます。それが今年度について、4,681万383円現在かかっているということでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。

つまりこの金は、今後は長期前受金戻入額に反映されてくるような試算だということまで理解していいですか。

つまり、減価償却費をこの会計では長期前のほうへ入れているんですよね。そこで救っているんですけれども、多分こういう投資をすると、そうじゃないかなと私は見るわけなんですよ。それを見てもらわないと、会計的にかなり厳しくなりますから、その辺確認という意味で回答願いたいです。

○議長（滝口一浩君） ここで暫時休憩します。

訂正します。10分間休憩します。

(午前10時49分)

---

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時02分)

---

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 大変貴重な時間、申し訳ございませんでした。

それでは、土井議員さんからの質問で、長期前受金の払戻額につきましては、これは国等からの国庫補助をもらったときの資産償却のための現金化のための減額の金額でございます。また、有形固定資産につきましては、やはり今年度、補正予算も組ませていただきましたポンプとか浄水場のフロキュレーターとかの工事に係る固定資産の支出でございます。

あともう一つ、先ほど私ちょっと認識不足で間違ってお答えをしましたけれども、今回これは予定キャッシュフローですので、令和7年3月31日付の決算見込みのキャッシュフローでございます。申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。先ほども、くどいようですけれども、町民の方にご迷惑がかからないように、最もこの中で必要なことは管の漏水だと思うんです。老朽化が激しいということでその辺は何っておりますけれども、そういう補修計画を立てて、なるべく漏水がないように住民に影響を与えないような方策を取っていただきたいと思います。

この件については以上です。

それと次に、この水道に関してはどうしても私、PFASという物質は発がん性の物質だということなんですね。都市部ではかなりこれが検出されているということですが、我が町にもそういうことがあるかないか、これはまず調査した上でその原因物質を特定してそこを除去していく、そういうことが必要じゃないんだろうかなと、そう思う次第です。

それで、当然水道も飲み水ですから水質検査はしているわけですが、このPFASにつきましては水質調査をしているのかどうか。そして私は以前、清水川河川につきましても水質調査をして、そして住民の方に知らしめて、この川をきれいにするように、つまり水質調査結果を町民に知らせるということで、先に実施してくれました。これについても、水道水の水質調査もやっぱり皆さんの安心・安全を預かる町としては、水質調査を公表すべきだと考えているんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、土井議員さんのPFAS、PFOSにつきましては、御宿町では検査しております。国が定めている0.0005ミリグラム以下の数字には当然なっております。

公表につきましては水道部局のホームページに掲載しております。ですので、今後もそれでやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 私の認識不足でごめんなさいね。そういうことで水道ページで出ているそうですから、皆さんも注目して見ていてもらいたいと思います。

また、安心、安心ということも、それは大事ですね。そして、やっぱり皆さんの目があるこそ、初めていろいろなことに気づくと思うんです。そうした意味でも公表はまずはしているということで、私は安心しました。

以上です。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第7、議案第7号 令和6年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第7号 令和6年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、補正後の予算総額を10億4,848万2,000円と定めるものでございます。

主な内容は、職員の病気療養に伴い、安定した事業維持のための時間外手当の補正でございます。

各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細によりご説明させていただきます。

歳入予算でございます。

6、7ページをご覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合

事業)の7万5,000円、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金の8万1,000円、5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)の3万8,000円、6款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)の3万8,000円は、いずれも時間外手当に対する法定負担割合分です。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の6万8,000円も時間外手当に対する一般財源の法定負担割合分で、前年度からの繰越金を財源とするものです。

以上、歳入予算に30万円を追加しております。

続きまして、歳出予算でございます。

8、9ページをご覧ください。

3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費の30万円は、療養職員の業務分担に伴う時間外手当の増額です。

以上、歳出予算に30万円を追加しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(滝口一浩君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(滝口一浩君) 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案とおり可決することに決しました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第8、議案第8号 令和6年度御宿町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 議案第8号 令和6年度御宿町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出それぞれ3,172万7,000円を追加し、補正後の予算総額を40億4,272万3,000円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為に関する規定でございます。

4ページをご覧ください。

スクールバス運行業務委託は、布施小学校の閉校及び御宿小学校との統合に伴い、令和7年4月から児童の登下校についてスクールバス運行を行うため、本年度内に業者を選定する必要があることから債務負担行為を設定するものであり、期間は令和6年度から令和11年度までの6年間で、限度額は6,657万円です。

それでは、内容につきまして予算書の事項別明細に沿ってご説明いたします。

初めに、歳入予算をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節心身障害者福祉費負担金の171万3,000円は、障害者自立支援給付事業に係る国の法定負担分で、障害者自立支援給付及び障害児施設給付における事業費の増加に伴い、それぞれ追加するものです。4節児童福祉費負担金の68万7,000円は、子どものための教育・保育給付費負担金として、管外委託に係る費用の国の法定分を追加するものです。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の100万円は、長引く物価高を踏まえて、省エネ家電買い替え促進事業を実施するため交付金を追加するものです。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の24万9,000円は、児童手当制度改正に伴う事務費を、子ども・子育て支援事業費補助金として国が補助するものです。

4目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金の203万5,000円は、農村地域防災減災事業に係る事業費分について追加するものです。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、3節心身障害者福祉費負担金の85万6,000円は、障害者自立支援給付事業に係る県の法定負担分で、障害者自立支援給付及び障害児施設給付における事業費の増加に伴い、それぞれ追加するものです。

4節児童福祉費負担金の34万3,000円は、子どものための教育保育給付費負担金として、管外委託に係る費用の県の法定負担分を追加するものです。

2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の3万3,000円は、ひとり親家庭医療費助成事業の増加に伴い追加するものです。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子の31万円は、金融機関の金利の上昇に伴い財政調整基金及び公共施設維持管理基金、森林環境譲与税基金、消防防災施設整備基金、庁舎施設維持管理基金に係る利子をそれぞれ追加するものです。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の2,275万6,000円は、収支の不足に対応するため所要額を追加するものです。

21款諸収入、3項受託事業収入、1目民生費受託事業収入、1節社会福祉費受託事業収入の174万5,000円は、後期高齢者健康診査に係る事業費の増加に伴い、後期高齢者医療広域連合受託金を追加するものです。

以上、歳入予算に3,172万7,000円を追加しております。

次に、歳出予算をご説明いたします。

10ページをご覧ください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、12節委託料の30万円は、定例会における質問者数及び質疑時間等の増加に伴い、会議録作成委託費用を追加するものです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務管理事務費の18万円は、職員の出張等に伴う普通旅費の追加及び専門職員等職員採用試験の追加実施に伴う追加費用について補正計上するものです。財務事務管理費の18節負担金補助及び交付金の11万1,000円は、布施学校組合に係る地方交付税の再配分金で、算定における単位費用の増加に伴い不足が生じることから追加するものです。

3目財産管理費、10節需用費の300万円は、老朽化が著しい庁舎の空調設備の点検結果を受けて、空調設備修繕や2階男子トイレ修繕、緊急修繕などに要する費用を追加計上するものです。

4目企画費、12節委託料の37万3,000円は、光ファイバーケーブル移転工事に要する情報通信設備スポット補修委託料の不足分について追加計上するものです。

7目財政調整基金積立金16万5,000円、10目公共施設維持管理基金積立金12万円、11目庁舎施設維持管理基金積立金1万2,000円は、金融機関の金利上昇に伴い各基金に係る利子分を追加するものです。

2項徴税费、1目税務総務費、税務関係職員人件費の246万円は、人事異動に伴う人件費の減額を行うものです。税務総務事務費の7万円は、会計年度任用職員の配置期間変更に伴って生じる期末及び勤勉手当を計上するものです。町税過誤納還付の20万円は、法人町民税等の過年度更正に伴う還付金について追加計上するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、社会福祉関係人件費の25万円は、業務量の増加等に伴う職員の時間外手当です。

12ページをご覧ください。

社会福祉事務費の56万9,000円は、老朽化による地域福祉センターの雨漏り改修工事に要する費用を計上するものです。ひとり親家庭医療費助成事業の6万7,000円は、ひとり親家庭医療受給者数が当初見込みを上回っていることから、役務費及び扶助費をそれぞれ追加するものです。

2目老人福祉費、27節繰出金の3万8,000円は、介護保険特別会計にてご説明申し上げました職員手当の追加に伴う一般会計負担分について、介護保険特別会計へ繰り出すものです。

3目心身障害者福祉費、19節扶助費の342万8,000円は、障害者自立支援給付事業における補装具の申請件数の増加と障害児通所支援事業の利用者及び1人当たり利用料が増加したことに伴い、不足見込額をそれぞれ追加するものです。

2項児童福祉費、2目児童措置費、10節需用費の16万7,000円は、児童手当制度改正に伴い生じる事務費について、それぞれ所要額を追加計上するものです。

3目こども園費、10節需用費の198万2,000円は、定期点検で音声の異常を指摘された火災通報装置及び展示室の床つなぎ目の修繕に伴う修繕料46万円、米価格の急騰をはじめとした賄い材料費高騰に伴い152万2,000円をそれぞれ計上するものです。

12節委託料の137万5,000円は、管外保育児が発生したことから、管外委託児委託料を追加するものです。

4目児童福祉施設費、10節需用費の7万円は、電気料金の高騰に伴い御宿児童館の光熱水費を追加するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、予防接種事業の43万円は、今年度の新規事業である帯状疱疹ワクチン接種費用助成の申請状況が見込みを上回っていることから、追加計上す

るものです。後期高齢者健康診査事業の174万6,000円は、対象者への通知を拡大したことに伴い、健康診断受診者が大幅に増加しているため追加計上するものです。

3目保健環境衛生費、水質保全事業の15万円は、電気料金の高騰に伴い境川浄化施設に係る光熱水費を追加するものです。地球温暖化防止対策事業の100万円は、物価高騰下での住民支援として省エネ家電買い替え促進事業を追加で行うため、負担金補助及び交付金を計上するものです。景観美化推進事業の20万円は、海岸街路灯の緊急修繕等に伴い修繕料の不足分を追加計上するものです。

14ページをご覧ください。

2項清掃費、2目じん芥処理費、10節需用費の223万2,000円は、電気料金の高騰に伴い光熱水費204万5,000円、清掃センター設備やじん芥車の緊急修繕により、予測に不足を生じる修繕料18万7,000円をそれぞれ追加し、17節備品購入費の600万円は、2トンダンプ車両の経年劣化等による不具合に伴い買換えの必要が生じたことから、その所要額を計上するものです。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、農業総務職員人件費の190万2,000円は、人事異動に伴う人件費の調整です。

3目農業振興費、12節委託料の203万5,000円は、9か所の防災重点農業用ため池に表示看板を設置するため計上するものです。

2項林業費、1目林業振興費、24節積立金の3,000円は、金融機関の金利上昇に伴い森林環境譲与税基金に係る利子分を追加するものです。

2目林道整備費、14節工事請負費の50万円は、林道加賀谷線の一部に洗掘が生じていることから、整備に要する費用を計上するものです。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、10節需用費の13万円は、電気料金の高騰に伴い海岸案内所などの光熱水費の不足が見込まれるため追加計上するものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、14節工事請負費の254万1,000円は、荷重による側溝の破損が見られる六軒町地先の1036号線排水整備工事、自然のり面の経年劣化により舗装の沈下が生じている高山田地先の2058号線道路改修工事を行うため所要額を計上するものです。

15節原材料費の36万5,000円は、資材の高騰や月の沙漠通りに設置するクッションドラム購入のため、予算が不足することから追加計上するものです。

16ページをご覧ください。

8款消防費、1項消防費、4目消防防災施設整備基金積立金、24節積立金の1万円は、金融

機関の金利上昇に伴い消防防災施設整備基金に係る利子分を追加するものです。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、教育委員会事務局職員人件費の22万2,000円の減額は、人事異動に伴う人件費の調整を行うものです。

2項小学校費、2目教育振興費、19節扶助費の37万9,000円は、小学校就学援助事業における準要保護児童の新規認定があったことから、所要額を追加するものです。

3項小学校費、1目学校管理費、10節需用費の60万9,000円は、定期点検にて指摘を受けた小荷物昇降機の操作基盤修繕及び2階音楽室脇トイレ中間ダクトファンの不具合修繕に要する施設修繕料を計上するものです。

4項社会教育費、2目公民館費、10節需用費の170万円は、大ホールのつり物点検で指摘を受けたスクリーン昇降装置及びバック幕手動開閉ロープの不具合修繕に要する所要額を追加するものです。

以上、歳出予算に3,172万7,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬です。

スクールバス運行業務委託債務負担行為補正なのですが、これは布施小学校に通っている子どもたちが御宿小学校に行くためのスクールバスの委託費だと思うんですが、これについていろんなスクールバスとしての使い方の金額だと思うんですが、これはなぜ協議がされず、もう少し流動的にバスが使えないのかとかということについて話し合われていなかったのかをお聞きしたいです。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 公共交通の立場から、まず私からお答えいたします。

公共交通とスクールバスに関しては、本年度6月議会と9月議会に一般質問がありました。6月議会では塩入議員さんから、エビアミー号とスクールバスを統合し、定期運行路線バス方式への転換はできないかというご質問があり、エビアミー号はコンパクトな町の利点を生かして、自宅から町内に設定した共通乗降場所までピンポイントで結ぶデマンド交通であり、効率的な運行ができる地域交通として住民に浸透しており、エビアミー号を定期運行路線バス方式へ転換することは難しいと考えていますとお答えいたしました。

また、9月議会では岩瀬議員さんから、御宿駅バリアフリー化構想の代替として、スクールバスの有効活用ということで、通学の空白となる日中に路線バスとして大原駅に乗り入れることができないかという趣旨のご質問があり、こども園バスを委託しているバス会社に問い合わせたところ、日中は一旦バスを会社に戻すので金額を安くしており、またその間は別用途で使用しているため、路線バスとして使用する場合はこども園バスと別契約になるとのことです。このことからスクールバスと路線バスの併用は、有効活用という面では難しいと考えていますとお答えをいたしました。

スクールバスの打合せを教育課、保健福祉課、私どもの課と総務課で行ったことはございます。スクールバスの住民との共同利用に関しましては、認定こども園バスと併用していることもあり、園児の安全性からスクールバスの住民混乗は検討が必要と思われるという話にはなっております。

私からは以上です。

○議長（滝口一浩君） 岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。内容は分かりました。

ただ、最後に住民と子どもたちと一緒に乗ることが可能なような話だったと思うんですけども、それを話し合う機会というのは設けていただけないのでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 執行部、岩瀬議員の質問は、協議が全くされていないということだから、簡単明瞭にご説明願えれば。

企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 今回はスクールバスと公共交通の件でございますので、私どもの立場で言えば、教育課において協議を行う際は、企画財政課も公共交通の担当として協議に加わりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 質問の趣旨が全くずれているんだけど、議会と全く協議をしていないということに対して回答願います。

2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） すみません、ちょっと聞き方が悪かったようで。

このスクールバスを借りることによってまたいろんな可能性があるというふうに考えるんですが、そういった話合いの場を持っていただけないかなと思うという質問です。なぜ話合いの場が持たれなかったのかということでも構わないんですけども、知りたいです。すみません。

○議長（滝口一浩君） 町長、どうですか。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 申し上げるまでもなく、今回スクールバスの関係ですね。以前の今の説明でありますと、当然そういう形で地域公共交通としての対応については予算上もそれなりにかかりますから、なかなか現状では無理ですよという、概略的に言えばそういうことだったんじゃないかと思しますので、そういう中でこれは布施小学校の子どもたちがスクールバスを使って御宿小学校に行くということで、話の筋としてはスクールバスと町民の皆様が混乗するというんですか、そういうのはちょっと無理が生じると、いろんな意味で無理が生じるという経緯であったのではないかなと思いますけれども、私はそのように理解する中で、今回はスクールバスをやったということ、スクールバスで対応を考えたということで理解しておりますかね。そういうことで特に協議とか、そういうものはしなかったと私は理解しております。

○議長（滝口一浩君） 岩瀬議員の質問の趣旨とちょっと町長かけ離れている。

担当課はどこですか。今回の議案提案されているスクールバス運行業務委託の限度額が出ていますよね。今回に関しての担当課は。

教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 今回のスクールバスの運行については長らく皆様にもご説明をしてきた中で、布施小学校が令和7年3月で統合になるということで、その布施小学校に通っていた子どもたちを御宿小学校に通うためにバスを用意しますよということで、長らくご説明をしてきたと思います。その中で、今回スクールバスを運行する予算を確保しなければいけないということでの計上をお願いしたところでございます。

この内容につきましては、4月から3月31日までの間、学校で使う分が207日間で、こども園が使うのが同じく使う日が重なると思いますけれども、237日間、そのほかに御宿小学校、御宿中学校、こども園、その中で行事で使う部分があるんですね。なので、スクールバスを利用して、今も現在もこども園が運行はしていますけれども、その中で御宿小学校が使わせていただいたり、御宿中学校が使わせていただいたりしている中で、今回は教育委員会のほうの予算として、こども園の行事、御宿中学校、御宿小学校の行事に使うような形で、今回予算を組もうとしているというところでございます。

なので、使える日にちというのがまた限られてくるということもありますので、今回4月から子どもたちが通わなきゃいけないということもありますので、それぞれの課にはお声かけして協議はしたんですけれども、そういう話にはならなかったということが先ほど課長から説明が

あったんだと思いますが、教育委員会としましては、スクールバスで安全・安心に子どもたちを運びたいというのが主な趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

それでは、その使い方に関しては理解しているつもりです。ただ、通う子どもたちが何人いるのか、バスの大きさはどのくらい必要なのか、そういうことは全く知らなかったもので、そこに混乗できる、例えば地域の老人の方なんかが乗っていけたりとかという可能性もちょっと考えたので質問させていただきました。

人数とバスの大きさと、そこら辺はお分かりですか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） すみません、御宿小学校に通う子どもたちは上布施、実谷区で20人、これは来年の人数でございます。帰りに御宿台と高山田地区がやはり乗せておりますので、低学年でございます。そちらが18人。こども園が布施周りが2名、市街地のほうが9名ということで、その人数となっております。

基本的には中型のバスを考えているんですけども、バス会社で中型がどうしても持っていないとかというのもございますので、その辺の詳細についてはまだ検討中ということで、中型で考えているということでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。

先ほどのバスの委託に関して、企画財政課長のほうは、一旦昼間は会社のほうにバスは戻ってしまうという答弁があったんですが、教育課長のほうは昼間は行事に使うという答弁がありまして、それはどちらが正しいのでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 基本のベースは一旦バス会社に帰ります。だけれども、使うときだけはあらかじめ分かりますので、そのときは残ってもらうという費用を別に組んであるということでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） その件については承知いたしました。

行きはともかくなんですけれども、帰りのバスに関しては、例えば1年生と6年生ではカリキュラムが違うので下校時間が異なると思うんですけれども、そのような場合は何便か当然必要になってくると思うんですけれども、そのあたりの対応というのはどういうふうを考えられておられるか、お伺いします。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 朝は1便で、今も1便でやっているんですけれども、小学校を迎えに行って、降ろしてからこども園を迎えに行くような形。午後便については、やはり低学年のほうが早く帰りますので、その中で1台で運行できるときと2台で運行するときとがあるような形でございます。どうしても学童にも通っている子がいますので、それによっては1台で運行できる可能性もあるんですけれども、基本2台で送りは考えているところです。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 承知しました。

あと、先ほどありました混乗に関してですけれども、例えば同一の家庭で小学校に通っている子と中学校に通っている子なんか兄弟がいたりした場合に、小学生はバスでこっちまで来られるけれども、中学生は雨の中、自転車をこいでいくとか、もしくは家庭で車で送っていくとか、そういう方法が2つに分かれてしまうようなことがあるかもしれないんですけれども、例えば一緒に中学生も小学校のほうまでは混乗していけるとか、そのようなことができると家庭的にも助かる可能性はあるんじゃないかと思うんですけれども、そういう部分も含めて住民サービスであるとか、子どもたちに対するそういう利便性の部分とか、そういうものを考えるということはできるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 質問の趣旨がちょっと。

中学校の中学生は、基本的に自転車と徒歩ということで以前からお話ししていると思いますけれども、登下校の仕方が決まっています。今回については、布施小学校が閉校の上で、布施小学校の子どもたちを安全・安心に送らなきゃいけないというのが一番の趣旨です。その中でも、今既に御宿台の低学年の子たちと高山田の低学年の子たちは、こども園バスに乗せているような形でお送りをしている中で、本来ですと御宿台の案内所で降ろさなきゃいけないものを

こども園まで乗せていって、保護者がこども園と小学校にいる場合は、そこで1回でお迎えにいけるような対応はさせていただいておりますが、中学生については一応そういう形でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 承知いたしました。これは小学校の移転先の話が決まった段階でもまた改めて相談させていただきたいと思いますが、都心のほうとかに行けば、私立の小学校とかに通う子どもたちが電車で通学するとかという光景は当たり前に見られる形ですので、別に大人と小学生が、近隣住民の方と小学生がスクールバスに混乗するようなことがあっても、特に危険性であるとか問題はないのかなと思いますので、そういう部分も含めて今後協議させていただければと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

スクールバスについての質問なんですけれども、これは後ほどにさせていただきたいと思います。その前に幾つか質問させていただきたいと思います。

1点目は、13ページであります。後期高齢者健康診査事業ということで、これは健診の増額の改正案だと思います。それで、説明の中では通知を拡大したことにより大幅な健診増となったということで、年度中に予算額をオーバーするという増額の提案だというふうに思いますが、私も後期高齢者議員として出させていただいておりますけれども、全県でやはり健診をどう上げるかということは非常に大きな課題になっておるといふふうに聞いております。

1ポイント上げる中でもなかなか大変だといふようなことを伺っているわけでありまして、直近数年間、この健診の推移ですね。

それから、通知の拡大というのは先ほど説明がありましたけれども、どういうことをどういふふうにしたのかということについて、詳細にこの事業内容について承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 後期高齢者の健診でございますが、まず推移からお話しさせていただきますと、令和2年は265人が受診しております。令和3年が246、令和4年が301、令和5年が362で、今年度実績なんです。9月20日の時点で516人受けております。これは今までの通知の方法ですが、前年度受けられた方、また新しく対象となった75歳になられた方に

対して通知をしておりましたが、今年度全員に通知を出しました。そうしたところ、受診者が増えました。

また、後期高齢者、団塊の世代の方が後期高齢者になってきましたので、ボリュームゾーンがそこに入ってきましたので、健診等、健康意識高い方たちがそこに入ってきたということが原因かと考えております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

全員に通知したということで了解いたしました。

それで、人数で今報告いただいたんですが、率だと幾つになるかと。人数だとほかとの兼ね合いでちょっと分かりづらいので、率で改めて報告願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 令和2年が14.7%、令和3年が13.3%、令和4年が16.5%、令和5年が18.8%です。令和6年につきましては、ただいままだ個別健診をやっておりますので、率のほうは出しておりません。

（石井議員「現在でいいです。その数で」と呼ぶ）

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 失礼いたしました。26.8%になります。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

非常にやっぱり効果が高いということで、大変全県苦勞されておりますので、中間も含めて県連合とも情報共有されたらいいかなというふうに思っております。

次に移ります。次、17ページであります。教育費、学校管理費、中学校管理事務事業ということで需用費、修繕料ということで、昇降機というようなご説明をいただいたと思うんですが、この補正内容について詳しく説明をいただきたいと思っております。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 小荷物昇降機というのが給食を2階に運んで、また下ろす昇降機でございます。物しか載せられないものです。

それと、空調のファンが原因不明で壊れまして、すごい音がしているんで、今そこだけ電気が止められている状態です。ですので、早めに換えたいと思ひまして、その予算になっております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

了解いたしました。

中学校の管理事業ということの中で、これは前々からあったわけでありましてけれども、体育館の雨漏り、これはどのようになったのかと。

それと、もう一点なんですけれども、保護者の方から、いわゆる国道から入った正門のところ、両方駐車場になっていると思いますけれども、あそこをこれから大分夕方早く暗くなるというような中で、真っ暗になると。これからも海山もたしかかなり早い時間に集まるというふうに思いますし、そういう中で子どもたちの登下校に関する安全の中で、ここをもっと明るい照明器具に換えてほしいという要望も承ったところなんですけれども、その内容の2つについて管理事業の中で承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 体育館については以前、土井議員からもご指摘があって、その後、業者を呼んで調査をしております。まだ大きく水がばんばん漏るような形ではないんですけれども、原因が分かりましたので新年度予算で対応しようとしております。

あと、暗さについては現場も確認して、どういうものが必要なのかというものも精査して、新年度のほうで対応できるようであれば、そのような形でしていければなというところだと思います。一応今すぐできるかどうかは、現場を見ていってからということでもよろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

子どもたちの安全に関することですので、対応できれば速やかな対応を求めたいと思っております。

それでは、先ほどからスクールバスの運行業務について関連ということでございますが、質問させていただきたいと思います。

まず、この業務内容、今詳細に幾つか承りました。それで、前段者も幾つかありましたけれども、この間このスクールバスの運行について、まず1点目なんですけれども、そもそも町長、御宿小学校は危険だというようなお話をいただいております。現実的に4月1日から布施小学校の子どもたちが御宿小学校に通うというふうになっているわけでありましてけれども、御宿小

学校が安全が担保される前に、御宿小学校の児童を御宿小学校に通わせるのかという率直な疑問がまだございます。それに対してどうするのかということですね。

それから、これまでの今日も幾つか説明いただいております。その中で、令和6年6月御宿町地域公共交通計画の活性化協議会の報告書がございます。この中に、41ページの中で教育委員会として、既存のスクールバスの混乗の可能性、路線の設定における課題、児童生徒の保護者からの声、公共交通の連携、協力した取組の可能性ということで、教育委員会の方針というんですか、考え方がここに述べられています。先ほど課長のほうから最後のほうで、各課とも協議したが、いわゆる整わなかったってということです、確かね。ということで教育委員会のいわゆるスクールバス、これはたしか交付税算定されるというふうにも伺っておりますけれども、たしか保育園バスはなかったように記憶しております。

そういう中で、改めて保育園バスの混乗ではなくて、利用ではなくて、スクールバスの中で交通体系を考えるんだというのは、多分今日の提案だろうなというふうに思っておりますが、この中で非常に不可解な、これは令和6年6月なんですね。この中で、まずスクールバスの住民混乗は検討していないと。ですが、スクールバスの運行時間以外での利用は可能だっってここに書いてあるんですね。もう一つ、保護者からの声ということで、自家用車の運転ができる保護者が多いため、公共交通の要望はない、公共交通としてスクールバスの運行は考えていないと。現在、エビアミー号が運行となっているということなんですね。

混乗なんですからけれども、できないのかということで、先ほど前段者からも都会では電車等に小学生が1人で通って使っていると。調べてみましたら、大多喜なんですからけれども、スクールワゴンの予約制ということで、これは地域の方々のみ、このスクールワゴン、それに対して混乗ができるという制度の運用が始まってございます。

それから、この地域公共交通の中、近隣の自治体の状況という中で、勝浦市では地域運送資源の総動員としての取組という中で、小中学生を対象として運行するスクールバスへの高校生の乗車を検討しているというふうにならうたっているんですね。これが調査報告書です。方針はあるかも分かりません。例えば先ほど小学生と中学生の混乗ですよ。普段ではなくて例えば大雨とか台風、そういうときですね。学校が開校しているときですよ。それから夜遅くなったとき、夜遅くなったというんですか、一緒に帰るときも含めて、そういう場合も含めて条件というのはあるんじゃないですかね。

そういうことも含めて、住民の皆さんの要望、町の執行部も様々な検討はしていると思うんですけども、それとの整合性もなかなか分からない。近隣の先進的な取組、そういうものも

踏まえて、これが悪いというわけではないんですけれども、この在り方について、やはりもっともっと町民、それから学校、議会とも協議をして、そうはいつだって時間がないところもございます。その中で何ができるのかと。それからまた段階的な移行。

それから、町長もたしか公約の中で巡回バスとデマンドタクシー、乗合い、2つを確か当初公約に出されておりましたよね。その中で議会とも協議して、中で取りあえず乗合いタクシーを運行させようじゃないかというふうになったという経過を私記憶しているんですけれども、それはそれでよろしいわけですよね、公約に1回出された。お忘れになりましたでしょうか。質問している、前提しているわけではありませんので、巡回バス、町民バス、乗合いバスというんですか、それとデマンドタクシーですよ。2つの提案を当初されていたと思います。1回目でしたか、2回目でしたかね。

言いたいのは、ここで結論を出すわけではなくて、そうしたもろもろの協議について、やはりきちんと協議をして、4月1日からきちんと子どもたちを通わせる状況というのは、私はつくってあげたい。

それから、せっかくの年間これを割り返すと約1,300万円ぐらいの財政出動になるわけなんですけれども、その中で例えばエビアミー号を1便早くして乗せる。大多喜がやっているスクールワゴン形式ですか。こんなことも可能かなというふうに思うんですね。また、そういうものも2便使うんだったら、1便をそういうものに充てるだとか、様々なことが検討できると思いますので、そうしたことをきちんと今後検討すべきではないかというふうに考えるわけでありませうけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 冒頭のご質問の布施小学校の子どもたちをなぜ御宿小学校に通わせるのかということは、調査の中で、前から言っておりますように、築60年が令和9年3月になるということで、それまでに建て替えるというその関連があるわけです。令和9年3月までは分かりやすく言えば、御宿小学校は大丈夫だよということなんです。しかしながら、調査上、そういうことで令和9年3月が出ているんです。その中でいろいろな補修とか、こういうところが悪いとか、そういうことは大きなお金、なかなか使えないと思うんですけれども、補修的な考えは持っております。私はそのように理解しております。ということで、皆様方にできるだけ早くこの結論をお出しただけないかなというようなことでございます。

それと、今のスクールバスの件は、いろいろ近隣の調査の内容とかお伺いしましたけれども、教育課長からも答弁がありましたけれども、その実際的な状況ですよ。何人乗っけてどこか

らどういう形でいくかとか、そういう中で例えば今お願いしている中で混乗が可能なのかどうかというのが1点あると思いますけれども、あるいは別な便ということは、別な台数を増やすということは、なかなかこの前の答弁の中で、今エビアミー号はああいう形で地域公共交通で走っていますから、なかなか無理ではないかなという感じがします。

そういう中で、一応今回ご提案させていただいております内容は今、各課長が申し上げておりますように、子どもたちのあれですから、そういう形でやって、それでよく精査して、今近隣の調査の状況もお伺いしましたけれども、そういう中で例えばバス会社が決まったときに、こういうことは可能ですかと。今の私の考えですよ。打合せも何もしていないんですけれども、こういうことが可能ですかというような、バス会社のこととの協議の中で、可能だとか、あるいは少しこれだけ費用を増やしていただければこういうふうになるのか、そういうことがあれば、それはまたそういう検討は、いろんな今ご意見いただいておりますから、させていただきたいとは思いますが、それが結果がどうなるかはちょっと現時点で分かりませんけれどもね。

そんなことで、これは今までの議論といいますか、いろんな協議、意見交換の中で、そういう形で地域公共交通としての在り方というのは、なかなか困難であるというような私は理解しておりますので、ただ、今ご指摘いただきました内容については、そういう面では検討の余地があるということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（滝口一浩君） 質疑の途中ですが、ここで午後1時30分まで休憩します。

（午後12時07分）

---

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時29分）

---

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

町長、今2つあったかと思えます。1つは学校の安全性、2つ目は今回提案いただいたスクールバス、要するに子どもたちの送迎の協議ですね。

2つ目については、私の様々な提案、前段者も様々な提案がありましたけれども、そうした内容について町長も協議をする場を設けたいということで、2つ目はそういう答弁であったということでよろしいですよ。というか、いいか悪いかだけなんですよね。それでよろしいか

というの、ちょっと時間が来ましたので。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 検討ということで、ちょっと内部で案を考えてみまして、そういったものを皆さんに後でお見せさせていただければなと思います。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） もう一点目が安全性でありますけれども、私が質問したのは御宿小学校の安全が担保される前にと、担保ということですね。

それで町長は、築60年に照らして安全化という話を今されたと思うんですけども、もう一点あったと思うんですね、町長は。もう一点は津波の危険性をおっしゃられていましたよね、移転という観点で。昨日でしたか、防災の観点からも防災訓練ですよ。布施地区から津波訓練の際に対して、被災のおそれがある地域に移動するという計画は矛盾があるという声があったということを今回の避難訓練の結果としてあったということ、この間本会議の中で報告があったということですよ。

ということがありますので、布施小学校の子どもたちが、本来であれば御宿小学校の更新と布施小学校の閉校を一体に考えて進むべきであったと。これはちょっと趣旨が違いますけれども、ということが私の質問の趣旨だったわけです。布施小学校が規定どおり閉校になったために間に合わなくなったということですよ。表現の仕方はあるかも分かりませんが、いずれにしろ危険な小学校に、町長がですよ、町長が津波のおそれがあると。ですから移転をしたいと、場所を変えたいという、現状の御宿小学校に布施小学校の子どもたちを通わせることについての不安の声があるということを紹介したわけです。

その時間軸のずれですか。ですから、一般的には御宿小学校の安全が担保される。そのときに布施小学校の子供たちを御宿小学校に統合させるということが一般的な常識の考え方というのが、保護者の声であり、私もそういうふうに思うわけです。という矛盾があるのではないかとということなんですね。これは一般質問でも前回させていただきましたけれども、今回こういう形で具体的な事業計画が出されるにあたって、改めて確認をさせていただきたいということが私の質問の趣旨でございました。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今は質問でございますね、今の件は。違うんですか。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 私が午前中に質問しましたね、今のことについて。町長は築60年だと

いう答弁だったですよ、たしか。昼食前の私に対する質問の答弁。私はそれ以外にも一つ、津波の被災のおそれがあると。だから御宿小学校を御宿中学校に移転をさせるんだというような話ですよ。だから2つあるんじゃないかということです。町長は1つしか答弁されませんでした。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私のこれからする答弁が的を射ているかちょっとあれですけども、要するに学校が建て替えの時期を迎えていると。60年に1回、70年に1回の建て替えだということで、あと3年、4年はもつけれども、3年もつというか、もうそれしかないんですが、今ずっと来ていますから、御宿小学校で。ですから、その間に津波があったらこれは必然性で当事者である私が全部責任を持つわけですよ。

しかしながら、60年、70年の間に津波が来たら、これはまずいということで移したほうがいいんじゃないかということをお願いしているんですよ。矛盾していないんですよ。この3年、4年で来たら必然で、今年なら今年、ほかに移れないんですから。そうでしょう。だから私は全く矛盾していないと思いますよ。

○議長（滝口一浩君） いや、町長、石井議員の言うことは、古い校舎はともかくとして、津波のおそれがあるが、危険な場所で移転するということで、ではこの3年間は危険な場所と認定しないということなんですか、そういうことだと思いますよ。この3年間も担保されていないということですよ。この3年間、津波は関係ないんですかという質問だと思いますよ。

石田町長。

○町長（石田義廣君） それは行政上、令和3年の調査で、先ほど築60年と申し上げましたけれども、そのときにだから、それはもう理論上はそうですよ、理論上はそうだけれども、現実にはそうじゃないじゃないですか。だから私はそこを言いたいんですよ。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 何度も恐縮です。

私と町長の言っていることは基本的に同じなんです。布施小学校の廃校というか、ごめんなさい、正確には学校組合の解散ですね。学校組合の解散は私は先ほど承認しました。手を挙げました。学校組合ですけども、それは前から決めたことです。

ただ、そうは言っても御宿小学校の更新事業というのはあったわけですよ。そのためのこの予算が出てきているわけではありませんか。それときちんと連携を取れば、その解散も含めてですよ。もしくは御宿町立布施小学校として残すことも考えられたわけじゃありませんか。

もしくは、御宿の子どもたち、小学生が安全な教育環境が実現できるまで、布施小学校に取りあえず移すということも考えられるわけですよ。そうしたことがきちんと議論されてきたのかということでもあります。そういうことがされてこなかったというのが実態ではないかと思うんですね。

これについてはあまりにも議論が広がり過ぎてしまいますので、私はそれについてはここで質問は止めたいというふうに思っています。ただ、そういう事実があるということだけは指摘をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 布施小学校の閉校については、いすみ市との組合立ですから、そういうことで協議して、ああいう時間の経過が来ているわけですよ。そういうことで、皆さんご承知のように、一旦、年月がもう少し早くて、これはもう駄目だということで、令和7年3月に保護者の皆様が集まってもらって、そういう経過があるわけですよ。

それと御宿小学校の移転の問題が、時間軸が少しずれていますけれども、こちらはこちらでそういうことでやってきた。そこを現時点でこうやって併せて考えたときに、そういうことをしてこなかったと。それが私の非であれば非で結構ですよ。これは全くやることは私はやってきたと思っていますよ。

○議長（滝口一浩君） 石井議員、3回を超えていますので、質問の内容を変えて質問をお願いします。

○8番（石井芳清君） スクールバスの運行业務についてであります。質問ではありません。子どもたちを最優先で今後協議していただくよう求めて質問を終わりにいたします。

○議長（滝口一浩君） ほかに質問ありませんか。

10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 10番、田中です。

13ページでお伺いします。13ページの景観美化推進事業、修繕料についての質問ではありません。関連質問になるかと思われます。

実は、今月11日に住民の方から中央海岸から駐車場に上がる壁面に奇妙な絵が描かれているといった問合せがありました。問合せといたしますか、写真を撮ってきたんですが、こういうものが描かれている。実は私もすぐに見に行きました。見に行く前に観光課長のほうに一応連絡をして、私は現場に行って確認をしてきたんですが、それはただの落書きなのか。それとも何

か意図があつての絵柄なのか、それについては定かではありません。観光課長も見ていただいたんで、これがただの落書きであればいいんですが、そのときに石井課長からは、今月中には削除しますよということで返事はいただきました。しかしながら、これが描かれていて何でもないというふうに、ほかの人たちがまねをするおそれがあるのではないかとということを非常に危惧しています。

全町公園課が発足して、定期的に施設とか道路、海岸等については景観美化ということで取り組まれているとは思いますが、いたずら描きではないと思うんですけれども、こういうものがどこかにまた別のところでないとは限らないと思うんです。ですから、そういうことも踏まえて取組をしていただきたいということをここでお願いしたいなと思うんですけれども、町長、これは見ていないですよ。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今写真を見させていただきましたけれども、何か非常に精巧に描かれているなどは思うんですが、これを落書きと見るのか、一つの美術的な観点で見るのか、なかなか判断がございますけれども。これは公共物にやったんですけれども、許可とか誰も認めていない中でこうやられちゃ困りますよということは言えますよね。

ただ、やる前にこういうところにこういう絵を描く、例えば岩和田の漁業組合の壁にありますよね。ああいう形で、あれは当然組合のものでありますから、事前に打合せとか協議をしてああいうふうに描かれたと思うんですけれども、例えば町のこういった公共物に果たしてこういうものがあそこに描かれていいのかどうか。また、美的景観的にどうなのかということを事前に協議した上でいいですよと言ったら、それはいいんじゃないかなと私は思うんですけれどもね。

ただ、無許可というか、いたずらにやられてもそれはちょっと筋が違うのではないかなと。私はそういうことなんですけれども、描かれたものをどうするかというのはまた一つ別な観点でありますけれども、そんなこととさせていただきます。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 田中です。

町長がおっしゃっている、例えば記念館前でイベントでアートフェスとかいろいろやっていますよね。絵を描かせたり、あと岩和田の組合の周りに絵を描いてもらったりと、そういったのは分かるんです。

例えば今の場所なんですけれども、中央海水浴場から駐車場に上がってくるところの壁画なんです。それを見た人が気味が悪いと。絵そのものが気味が悪いということで、それで見せら

れて、すぐに役場のほうに私は連絡は取りました。私も見てきました。今朝どういう状況かなと思って今朝も見てきました。そのままです。確かに海岸から上がってくるところでいきなりそれが目につきますから、あまり気持ちのいいものではありません。

ただ、それは意図があって描かれているのか、それについては調べていただければ一番いいんでしょうけれども、そこまで調べる意味があるのかどうかというのは私の判断ではできないんですけれども、ただ、これがその場所だけなのか、そのほかにもあるんじゃないかということがちょっと危惧されるところです、一つは。

そこがそのまま処理されていないのであれば、ほかでもいいかなというふうに描かれてしまう可能性もあるのかなという心配もあったので、あえて今日、この景観美化推進事業の中で補正予算が組まれていましたので、それに合わせて質問させていただいたんですが、できればせっかく全町公園課の中で定期的に調査というんですか、定期的に見回りをしているということもこの課ができるときにお話がありましたので、そういうことも既にやられていると思うんですけども、ほかにそういうところがあるのではないか、陰のほうにそういったものがあるのではないかとか、いろいろなところが考えられるので、できればそういう指示もしていただきたいなと思って今日は質問をさせていただきました。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 例えばこういう無断で描いたときに、万人が、誰が見てもすばらしいとか、いいとか感じるならいいんです。今言った気味が悪いとか、そういう感じ方をする人もいらっしゃるということであれば、これはすぐ消しますよ。許可してあれしたんじゃないから。私はそう考えます。そういう対応をしていきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） ぜひ、もし消せるものであれば、すぐにでも対応していただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 田中議員さんから先日ご連絡いただきましたこの件につきましては、早く消す段取りを行いたいと思います。

また、海岸付近の場所でありましたので、私どもの職員も定期的には回ってはいるんですけども、回っているその間にやられてしまったものと考えております。どういった意図とかというのは描かれた本人しか分からないんですけども、こういった無断で描かれたものについては速やかに対応してまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 17ページの最後ですね。需用費で公民館運営事務事業、この修繕料の内容につきましてお聞きしたいんですけども。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 公民館の運営事業の修繕料でございます。

大ホールの映画とかを映し出すスクリーンが定期点検で動かないということでの補修が1点と、その後ろにあります吊りものの白い布がかかっていると思いますけれども、白い布を上げ下げするロープがおかしくなっているということで、その修繕ということになっております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） それはそれで修繕ですから何も言うことはないんですけども、実は催物のときにご婦人方のトイレが長蛇の列になっちゃうそうです。その原因が、女性用のほうは洋式トイレが1か所しかなくて、どうしても皆さん方、多少なり高齢化していますので、和式よりも洋式を使うということが多いそうで、やっぱりその1か所で、常日頃からそういう催物のときはもう本当に戦争って言うてはちょっと言い過ぎかもしれないですけども、それほど場所取りというか、もっとも順番に並んでいますので、和式も幾つかあるんですけども、この洋式トイレを今の時代、高齢化が進んでいる中で特にそうなのかもしれませんけれども、洋式トイレにぜひともあと2基、3基計画的に増やしていってもらって、そういうみすぼらしい形の状態をつくっていることは利用者の需要をはっきり見ていないと思う次第なんです。

ですから、前から私はこれについては言っていたはずなんですけれども、意見が届かなくて、公の場でまた話すしかないなと思ひまして話した次第で、時代に即して、御宿に即してやっていただければ皆さん助かるんじゃないかなと、かように思っていますので、私は要望ですけども、よろしくをお願いします。

○議長（滝口一浩君） 土井議員、ちょっと議案からちょっとそれて、関連質問過ぎるというか、関連は関連ですけども、この修繕費の中には今回は入っていないので質問の内容を変えてもらえればと思うんですけども。もし課長のほうでよければ答えてください。

教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 女子トイレの洋式化についてはもう既に予算化されておりまして、

この19日から工事が開始されております。ここまでちょっと時間がかかったのは、設計に時間がかかったというのと、間に大きな行事が、文化祭等入ってございましたので、文化祭が終わるのを待って工事に着手したということでございますので、上下1階も2階も女子トイレの洋式化をする予定で今やっております。よろしく申し上げます。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 質問内容が、ちょっとそれは失礼しました。こういう形で進めているということで、私自身も安心しました。今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村です。

15ページの林道整備50万円、これについてももう少し詳しく工事内容、現場の状況、頻度というか、同じ箇所初めてのケースなのか、何回か繰り返されているのか、その辺についてお伺いできればと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） まず、この林道整備工事の50万円でございますけれども、今回は加賀谷線と布施地区にある路線でございます。現状は、恐らく最初はイノシシが何か掘って、そこからまた水か何かで洗掘されてしまったという状況でございます。延長が大体5メートルくらい、幅が1メートル弱ぐらいだったと思われます。今回、それにつきまして補修という形の整備工事で計上をさせていただいております。

また、この路線については、直近ではいつの段階でまたやったのかというのが手元にはございませんのでお答えはできませんけれども、直近ではここ1年、2年ではなかったと記憶してございます。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村でございます。ありがとうございます。

洗掘というキーワードがあったので少し気になって、要は水みちの流れ、水の流れが何らかの拍子に一旦変わると、そこで定着しちゃうということを僕は山を歩いていてずっと見ていて、そうするとその水みちの流れ自体を少し手を入れて変えてあげないと、もうずっとずっと繰り返されるということが起こるといふことがあると思われますので、その辺も今後経過観察を含め

て見ていただければなというふうに思いました。これ以上、また50万円、50万円、50万円とかかっていくと大変かなと思いました。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎動議提出の件

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村です。

ただいま可決されました令和6年度御宿町一般会計補正予算第5号に対して附帯決議案を提出したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦議員から議案第8号 令和6年度御宿町一般会計補正予算第5号に対する附帯決議案の動議が提出されました。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、動議は成立いたしました。

ここで議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午後 1時56分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時11分）

---

◎日程の追加について

○議長（滝口一浩君） 休憩前に提出された発議第1号 議案第8号令和6年度御宿町一般会計補正予算第5号に対する附帯決議案を日程に追加し、直ちに議題といたします。

発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（附帯決議案配付）

○議長（滝口一浩君） 配付漏れはございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） なしと認めます。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 議案第8号 令和6年度御宿町一般会計補正予算第5号に対する附帯決議案についてを議題といたします。

提出者、北村昭彦君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（6番 北村昭彦君 登壇）

○6番（北村昭彦君） 6番、北村でございます。

議長より指示がございましたので、ご提案申し上げます。

発議第1号、令和6年11月21日、御宿町議会議長、滝口一浩様。

提出者、御宿町議会議員、北村昭彦。賛成者、御宿町議会議員、岩瀬環樹、同じく御宿町議会議員、塩入健次。

議案第8号令和6年度御宿町一般会計補正予算第5号に対する附帯決議案について。

上記の動議を御宿町議会会議規則第16条の規定により、別紙の附帯決議案を添えて提出いたします。

提案理由。

令和6年度御宿町一般会計補正予算第5号において、第2表債務負担行為補正として、スクールバス運行業務委託が追加されています。

このスクールバス運行業務委託については、住民や議員から、町民が利用できるバス運行など、様々な意見や要望が挙がっていたが、当議会には実施方法の内容について具体的な説明や

協議がされておりました。

本事業の実施にあたっては、御宿町議会との十分な協議を求めます。

以上、決議します。

令和6年11月21日、御宿町議会。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎請願第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第9、請願第6号 年々増加するキョン・イノシシの人の生活圏への侵入により、これらに寄生するダニを媒介した生命に関わるウイルスに感染するリスクが高まっていることから、ダニ媒介感染症の危険性について町民等に対し十分周知するとともに、「御宿町鳥獣被害防止計画」の抜本的な見直しによる実効性のある駆除及び感染症対策の実施を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第6号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、請願第6号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、石井芳清君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（8番 石井芳清君 登壇）

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第6号 年々増加するキョン・イノシシの人の生活圏への侵入により、これらに寄生するダニを媒介した生命に関わるウイルスに感染するリスクが高まっていることから、ダニ媒介感染症の危険性について町民等に対し十分周知するとともに、「御宿町鳥獣被害防止計画」の抜本的な見直しによる実効性のある駆除及び感染症対策の実施を求める請願。

御宿町議会議長、滝口一浩様。

請願者、御宿町上布施、吉野哲朗、上布施、吉野信雪、上布施、本多正樹ほか192名。

紹介議員、石井芳清、土井茂夫、塩入健次。

請願項目といたしましては、1、人の命に関わるダニ媒介感染症のリスクを町民及び町を訪れる観光客等に対して十分に周知するとともに、感染症のリスクを考慮した上で御宿町鳥獣被害防止計画を抜本的に見直すこと。

2、計画のPDCA（計画Plan・実行Do・評価Check・改善Action）サイクルを確実に実施し、その結果をホームページ等により公表すること。

3、年々増加するこれらの有害鳥獣に対応するため、捕獲従事者を大幅に増員すること。

4、駆除の効果を上げるため、近隣の市町と協力した広域的な駆除を実施すること。

5、特に、特定外来生物キョンについては人為的に持ち込まれた外来種であることから、移入の原因となった行為をした者を特定し、その関係者に対して駆除に要した費用を請求する訴訟を提起することとございます。

請願の理由、経緯等につきましては、以下、記載されたとおりでございます。

以上のことについて御宿町議会に多くの方が請願としてお願いされていますので、ご採択いただけますようよろしくお願いをいたします。

なお、採択された際は御宿町議会から町長へ、この請願の送付を求めます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第6号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、請願第6号は採択することに決しました。

---

◎請願第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第10、請願第7号 御宿中学校の剣道場、柔道場にエアコンの設置を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第7号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、請願第7号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、土井茂夫君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（5番 土井茂夫君 登壇）

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第7号 御宿中学校の剣道場、柔道場にエアコンの設置を求める請願。

御宿町議会議長、滝口一浩様。

請願者、御宿町久保、竹内達哉ほか41名。

紹介議員、石井芳清、塩入健次。

請願の理由としましては、現在、御宿中学校においては、剣道部員10名、柔道部員22名が所属し、顧問の先生や外部からの指導者とともに日々稽古に励んでいます。

本年は6月から気温の高い日が続き、7月に入ってから道場の中が30度を超える日もたびたびとなり、稽古の中止や稽古時間を制限しなければならない日もありました。特に、剣道場は風の入る南側が壁で塞がれほとんど風が入らず、大型の扇風機2台を稼働させても熱がこも

ってしまう状態となります。

このような苛酷な環境の中でも各部員は一心不乱に傾向を続け、各種の大会などでは素晴らしい成績を残しています。

本年は、幸いにも顧問の先生方の適切な指導により熱中症で倒れる生徒はおりませんでした。今後も温暖化から沸騰化と言われるような異常気象が続くようであれば、夏季における稽古を制限せざるを得ません。

町においては、第5次御宿町総合計画において、町が取り組むべきこととして多様な学習内容に応じた学校施設の整備が挙げられています。つきましては、次代を担う生徒の皆さんが今後も安全に楽しく部活動に取り組めるよう、剣道場及び柔道場へのエアコンの設置をお願いいたします。

以上のことについて、御宿町議会に多くの方が請願としてお願いされていますので、ご採択いただけますようお願いいたします。

なお、採択された際は、御宿町議会から町長へ、この請願の送付を求めます。

皆さん、ありがとうございました。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第7号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、請願第7号は採択することに決しました。

---

#### ◎請願第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第11、請願第8号 町道5017号線及び浜踏切の存続を求める請願

書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第8号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

よって、請願第8号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、塩入健次君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

(3番 塩入健次君 登壇)

○3番(塩入健次君) 3番、塩入です。

議長よりご指示がありましたので、ご説明いたします。

請願第8号 町道5017号線及び浜踏切の存続を求める請願書。

御宿町議会議長、滝口一浩様。

請願者、御宿町浜、米本清司。

紹介議員、御宿町議会議員、塩入健次及び土井茂夫。

請願の理由といたしましては、1つ、町道5017号線は津波等の災害発生時には避難経路として位置づけされており、地区住民はもとより来町者や観光客も利用する事が想定される重要な道路及び踏切と考えます。また、高台である御宿台地区への最短な避難路として地区住民は認識しております。

2つ、この路線は浜地区と御宿台地区を直接つなぐ唯一の道路であり、現在でも御宿台地区や浜地区の一部の住民が往来し生活道路として利用しています。御宿台400番台地区の住民は、この道路を利用すると徒歩にて10分以内に浜地区に到着できます。

3つ、この道路に隣接した土地所有者が道路廃止により個人の財産である当該土地の不動産としての評価や、管理に支障を来すおそれがあるのではと危惧いたします。

上記のような理由により、この路線及び踏切は地域住民の安全と暮らしに極めて重要と考えられるので、町長に対して町道及び踏切の存続を強く求めます。

また、貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長宛てに踏切存続の意見書を提出いただきたくお願い申し上げます。

以上です。ご採択いただけますよう、よろしく願いいたします。

なお、採択された際には御宿町議会から町長へ、この請願の送付を求めます。

また、JRに対しては発議を行います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第8号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、請願第8号は採択することに決しました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（滝口一浩君） お諮りいたします。

ただいま提出者、塩入健次、賛成者、土井茂夫君から、発議第2号 町道5017号線に係る浜踏切の存続を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

○議長（滝口一浩君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） なしと認めます。

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 発議第2号 町道5017号線に係る浜踏切の存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者、塩入健次君、登壇の上、説明願います。

（3番 塩入健次君 登壇）

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。

議長よりご指示がございましたので、説明させていただきます。

発議第2号、令和6年11月21日、御宿町議会議長、滝口一浩様。

提出者、御宿町議会議員、塩入健次。賛成者、御宿町議会議員、土井茂夫。

町道5017号線に係る浜踏切の存続を求める意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。

また、可決された際にはJR千葉支社へ意見書を提出いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

発議第2号につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（滝口一浩君） 以上をもちまして、今定例会の議事日程は全て終了しました。

ここで石田町長より挨拶があります。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 令和6年第4回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、全8議案につきましてご審議をいただき、いずれもご承認、ご決定いただき閉会の運びとなりました。心から御礼を申し上げる次第でございます。

本定例会の審議の中でいただきました貴重なご意見、ご助言などを踏まえながら、町政全般の発展、向上に邁進していく所存でございます。

12月を迎えるにあたりまして、皆様方におかれましてもご多忙のこととは存じますが、体調などを崩されないようご自愛をいただきまして、今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願いを申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 議員各位には慎重審議をいただき、また、議事運営につきましてもご協力いただきまして厚くお礼申し上げます。

以上で、令和6年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

2日間にわたりご苦労さまでした。

（午後 2時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 滝 口 一 浩

署 名 議 員 藤 井 利 一

署 名 議 員 岩 瀬 環 樹